

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第4報)(令和2年6月16日 国住指第850号)
(2) (別添1) 建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第4報)(令和2年6月16日 各登録講習機関宛 国住指第848号)
(3) (別添2) 建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第4報)(令和2年6月16日 各都道府県建築行政主務部長宛 国住指第849号)
(4) (参考1) 「新しい生活様式」の実践例
(5) (参考2) イベント開催制限の段階的緩和の目安、外出自粛の段階的緩和の目安、クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安
※(2) から(5) は全住協HPにも掲載
2. 参 考 H P (1) 定期講習の受講等について(国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000057.html
(2) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
(3) 新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)
<https://corona.go.jp/>
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611

以 上

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 4 報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 4 報）（令和 2 年 5 月 21 日付国住指第 476 号）」により、6 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

貴団体におかれましては、下記の通り貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

記

別添 1 のとおり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関に対し、7 月以降の建築士定期講習の実施について、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期したうえで実施するように通知しています。

また、同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対しても、建築士定期講習と同様に、感染防止対策の徹底を図ったうえで実施するように通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としており、また、別添 2 のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

これら要請及び上述の建築士法上の取り扱いに関する考え方について、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川
TEL : 03-5253-8513

国住指第 8 4 8 号
令和 2 年 6 月 1 6 日

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 4 報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 3 報）（令和 2 年 5 月 21 日付国住指第 474 号）」により、6 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、7 月以降の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

令和 2 年 5 月 25 日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、5 月 25 日変更）において、全都道府県の緊急事態宣言の解除が決定され、会合やイベント等に関しても、適切な感染防止策を講じた上で開催することが可能とされたところです。

7 月以降の建築士定期講習の実施については、当該方針等において社会経済活動を行っていく上で求められる感染防止対策として示されている事項等を参考に、段階的緩和の目安等を始め、国や都道府県からの要請等に十分留意しつつ、講習会場において感染防止のための取組（待合場所等における密集回避、手指の消毒、マスク着用、室内の換気等）を実施するなど、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期して実施していただくようお願いします。

また、感染が疑われる者が発生したことが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る

建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としておりますのでご注意ください。二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼している点について、ご留意いただければと思います。

また、管理建築士講習に係る登録講習機関につきましても、建築士定期講習と同様に、感染防止対策の徹底を図ったうえで実施いただきますようお願い申し上げます。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513

国住指第 8 4 9 号
令和 2 年 6 月 1 6 日

各都道府県
建築行政主務部長 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（依頼）（第 4 報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 3 報）（令和 2 年 5 月 21 日付国住指第 475 号）」により、6 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、7 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、下記の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、貴職におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

別添のとおり、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関に対し、建築士定期講習及び管理建築士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について通知しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により、建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いを柔軟に行う予定としておりますので、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願い申し上げます。

また、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成 24 年 12 月 3 日付け国住指第 3329 号）のとおり、建築士定期講習の受講状況については、建築確認手続きの中で確認していただいているところですが、これについても、取扱いを引き続き柔軟に行うようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川
TEL : 03-5253-8513

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m） 空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%】 (屋外200人) * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援

お祭り・野外フェス等	
全国的・広域的	地域の行事
	△ 【100人又は50%】 (屋外200人) * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
×	
	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 ＊不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 ＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 ＊一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ ＊ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ ＊ステップ②から約3週間後		＊観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 ＊GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ＊ステップ③から約3週間後		 ＊GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△ * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～		
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。	○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。